

平成24年1月31日

内閣官房新型インフルエンザ等対策室 御中

一般社団法人全国銀行協会
企 画 部

「新型インフルエンザ対策のための法制のたたき台」に対する意見について

平成24年1月17日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「新型インフルエンザ対策のための法制のたたき台」に対する意見

新型インフルエンザによるパンデミック発生の潜在的可能性が世界的に認識され警戒態勢にある中、今回の法制化は、来るべき事態に対して事前の備えを行い、わが国の危機管理体制の強化を図るものと理解しております。

新型インフルエンザによる感染が発生した場合において、国民生活・国民経済の破たんを回避し、その活動を維持することは、被害の最小化・早期復旧の観点で重要であり、緊急事態においてとられる措置の法的根拠の明確化は企業の業務継続の態勢整備の前提となることから、基本的には、立法化は望ましい方向であり、十分な議論を経て早期に法制整備が図られることを期待します。

銀行は、新型インフルエンザ発生時においても、国民生活・国民経済の維持に必要な決済機能等を提供する重要な役割を担っていると認識しており、これまで、金融サービスの提供を継続するために必要な計画作成・実効性確保等の態勢整備を進めています。業界ベースでも、金融システム全体への安心感・信頼感が維持・確保されるよう、共同訓練の実施等により、各銀行の取組みを支援する活動を行っています。

しかしながら、新型インフルエンザの発生という国家的な危機に際しては、このような一企業・一業界の取組みだけでは限界があり、政府による適切な支援や平時とは違う危機時の弾力的な対応が許容されることが必要と考えます。

社会機能維持事業者としての責務を遂行するため、社員の安全確保や限られた人員で重要業務を継続するに当たり考慮が必要となる労働法制との調整などの課題があると考えており、今後、本法制の詳細を設計する際に検討されるよう要望いたします。また、企業における迅速な経営判断を可能にするためにも、法制整備とあわせて、新型インフルエンザウィルスの毒性・感染力、感染の拡大・終息状況等に関する情報提供が、正確かつ迅速に行われるような態勢が構築・運用されることを要望いたします。